

千葉県告示第122号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項、及び第115条45の第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、及び指定事業者の廃止の届出がありましたので、同法第78条、及び第85条、並びに千葉県介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第10条第1項の規定により告示します。

令和5年2月14日

千葉市長 神谷俊一

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所（施設）の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人りべるたす	相談支援センターこすもす	千葉県中央区川戸町468-1	居宅介護支援	令和5年1月31日
株式会社友乃家	介護サービス友乃家千葉南事業所	千葉県緑区誉田町2-27-10	訪問介護 訪問介護相当サービス 生活援助型訪問サービス	令和5年1月31日
Re Plus 合同会社	アネラ訪問介護ステーション	千葉県八千代市高津491-1 アルプローズ1A	訪問介護相当サービス 生活援助型訪問サービス	令和5年1月31日
株式会社樹の陽	あさなぎ	千葉県中央区神明町26-3	訪問介護 訪問介護相当サービス 生活援助型訪問サービス	令和5年1月31日
医療法人社団葵会	美浜・あおいホームケアサービス	千葉県美浜区幸町1-38-5	居宅介護支援	令和4年12月31日
株式会社ケイ・ティサービス	ケイ・ティ・グループ居宅支援センター高品	千葉県若葉区高品町1587-3 菊泉ビル102号室	居宅介護支援	令和3年9月30日